

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

(平成10.12.1変更)

(昭和41.3.22実施)

- 1 新規上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）
 - (1) 第2条第1項第2号に規定する「その他当取引所が必要と認める書類」には、次に掲げる書類を含むものとする。
 - a 発行事務委託契約書
 - b 期中事務委託契約書
 - (2) 第2条第2項第2号に規定する「発行者概況書」は、「外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令」（昭和47年大蔵省令第26号）第5条に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成するものとする。ただし、債券の新規上場を申請しようとする者が新規上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、同府令第6条の2第3項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができる。
 - (3) 前(2)の規定にかかわらず、債券の新規上場を申請しようとする者が法第27条において準用する法第5条第8項に規定する書類を同条第6項の規定に基づいて提出している場合又は提出を予定している場合（同項に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当する見込みがあると当取引所が認める場合に限る。）には、前(2)の「発行者概況書」は、次のa及びbに掲げる書類とする。
 - a 法第27条において準用する法第5条第8項に規定する書類
 - b 前(2)の規定により記載すべき事項であって前aに掲げる書類に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載した書面

(平成5.4.1、7.1.4、7.7.1、8.4.1、12.7.1、13.1.6、14.4.1、17.2.1、18.1.10、24.4.1、30.5.1、令和4.4.4変更)

2 削除

(平成8.1.1、10.3.1、11.2.1、14.4.1、14.12.10変更、18.1.10 3を2に繰上・変更、令和4.4.4変更)

3 削除

(平成17.2.1追加、18.1.10 3の3を4に繰下、20.4.1、22.6.30 4を3に繰上・変更、令和4.4.4変更)

4 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第7条及び第8条関係）

第7条第2項第2号に規定する「最終償還期限が到来する場合」（第8条第2項の規定に基づき第7条第2項第2号が適用される場合を含む。）には、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合を含むものとする。

この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）等の書面による報告を受けたときに、第7条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(平成4.7.13、5.4.1、7.1.4、8.1.1、8.3.1、10.12.1変更、11.9.1 5を4に繰上、13.1.4、13.4.1、13.7.31、14.4.1、15.4.1変更、18.1.10 4を5に繰下・変更、18.5.1、18.12.11、21.11.9変更、22.6.30 5を4に繰上)

5 上場廃止日の取扱い（債券特例第9条関係）

第9条に規定する上場廃止日は、原則として、次の(1)から(10)までに掲げる銘柄の区分に従い、当該(1)

から(10)までに定めるところによる。

- (1) 第7条第1項第1号に掲げる場合に該当することとなった銘柄

上場社債券の発行者が上場会社である場合にあっては株券の上場廃止日と同日とし、上場社債券の発行者が上場会社でない場合にあっては当取引所が定める日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。

- (2) 第7条第1項第2号、同条第2項第1号、第8条第1項(次の(3)に規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」に該当することとなった銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- (3) 社債券以外の債券の発行者の合併による解散により第8条第1項に該当することとなった銘柄

吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日

- (4) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄

次のa及びbに掲げる銘柄の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。

- a 国債証券以外の銘柄

最終償還期日(最終償還期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の償還の日。以下同じ。)から起算して4日前(休業日を除外する。)の日

- b 国債証券

最終償還期日から起算して2日前(休業日を除外する。)の日

- (5) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる銘柄

繰上償還の日(繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日)から起算して4日前(休業日を除外する。)の日。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- (6) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、上場債券の発行者が期限の利益を喪失した銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

- (7) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、他の会社へ事業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される銘柄

吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して3日前(休業日を除外する。)の日

- (8) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった銘柄

指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなる日から起算して3日前(休業日を除外する。)の日

- (9) 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、公益又は投資者保護のため、当取引所が上場廃止を適当と認めた銘柄

当取引所がその都度定める日

- (10) 有価証券上場規程第605条に定める申請により上場廃止となることが決定した銘柄

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間を経過した日。ただし、当取

引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(平成21.11.9追加、22.6.30 6を5に繰上、24.4.23、27.10.13、30.5.1、31.7.16、令和4.4.4変更)

6 監理銘柄の指定の取扱い（債券特例第10条関係）

(1) 当取引所は、上場債券が次の a から g までのいずれかに該当する場合は、当該上場債券を第9条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、f に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a 上場債券の発行者の発行する株券が監理銘柄に指定されることとなった場合又はこれと同等の状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該株券が有価証券上場規程施行規則第604条第1項第1号、第2号、第17号から第20号まで又は第28号のいずれかに該当することにより監理銘柄へ指定されることになった場合は、この限りでない。

b 第7条第2項第2号（第8条第2項の規定による場合を含むものとし、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することによる場合に限る。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

c 第7条第2項第3号（第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合又は上場債券について社債権者集会在招集されることとなった場合

d 第7条第2項第4号（第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合（上場銘柄が第4条第2項各号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。）

e 第7条第2項第5号（第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

f 第7条第2項第6号（第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

g 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書について、次の(a)又は(b)に該当した場合

(a) 法第24条第1項、第24条の5第1項又は第24条の4の7第1項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

(b) 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(2) 当取引所は、有価証券上場規程第605条の規定により上場廃止申請が行われた上場債券を、監理銘柄へ指定することができる。この場合においては、監理銘柄（確認中）へ指定する。

(3) (1)及び前(2)の場合における監理銘柄への指定期間は、次の a から h までに定めるところによる。

a (1) a 本文に該当する場合には、上場債券の発行者の発行する株券の監理銘柄への指定期間と同一とする。ただし、同 a 本文後段に該当する場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第7条第1項第1号に該当するかどうかを認定した日までとする。

b (1) b に該当する場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第7条第2項第2号（第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

c (1) c に該当する場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第7条第2項第3号（第8条第2項の規定による場合を含む。）に該当するかどうかを認定した日までとする。

d (1) d に該当する場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第7条第2項第4号（第8条第

2項の規定による場合を含む。)に該当するかどうかを認定した日までとする。

e (1) e に該当する場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第7条第2項第5号(第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するかどうかを認定した日までとする。

f (1) f に該当する場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が第7条第2項第6号(第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該当取引所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年を経過した日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

g (1) g に該当する場合には、次の(a)又は(b)に掲げる時から当取引所が第7条第1項第1号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(a) (1) g の(a)に該当した場合は、当該開示を行った日の当取引所がその都度定める時

(b) (1) g の(b)に該当した場合は、当該最終日の翌日

h (2)の規定により監理銘柄へ指定する場合には、上場廃止申請が行われた日から当取引所が当該上場債券を上場廃止するかどうかを認定した日までとする。

(4) 前(3)の場合において、当取引所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については当取引所がその都度定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、同(3) a から h までにおいて監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(平成21.11.9追加、22.6.30 7を6に繰上・変更、令和4.4.4変更)

7 整理銘柄の指定の取扱い(債券特例第11条関係)

当取引所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合には、第11条の規定に基づき、当取引所が当該債券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該債券を整理銘柄に指定することができる。

(1) 第7条第1項第1号に該当する場合(上場社債券の発行者が発行する株券が有価証券上場規程施行規則第603条第3号又は第4号に該当し、かつ、当該社債券が第4条第2項の規定により速やかに上場される見込みのある場合及び上場社債券の発行者が発行する株券が有価証券上場規程施行規則第603条第6号又は第9号に該当する場合を除く。)

(2) 第7条第1項第2号に該当する場合

(3) 第7条第2項第1号、第2号(債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。)、第4号、第5号又は第6号のいずれかに該当する場合(第8条第2項の規定による場合を含む。)

(4) 第8条第1項(5(3)に規定する合併による解散の場合を除く。)に該当する場合

(5) 有価証券上場規程第605条に定める申請が行われ上場廃止が決定した場合

(平成21.11.9追加、22.6.30 8を7に繰上・変更、令和4.4.4変更)

8 上場手数料及び年間上場料の取扱い(債券特例第12条関係)

上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、消費税額及び地方消費税額を加算(債券を新規上場申請する発行者又は上場債券の発行者が外国又は外国法人である場合を除く。)して支払うものとする。

(1) 上場手数料

残存年数10年未満のもの

1銘柄につき 15万円

- 残存年数10年以上のもの 1 銘柄につき 20万円
- (a) 国債証券の上場手数料は、これを免除する。
- (b) 上場手数料は、当該銘柄の上場日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。
- (c) 上場会社の合併などにより上場廃止された債券が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、これを免除することができる。

(2) 年間上場料

- 上場会社が発行するもの 1 銘柄につき 5万円
- ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは そのうち1銘柄は 5万円
その他の銘柄は1銘柄につき 2万5千円
- 上場会社以外の上場有価証券の発行者が発行するもの 1 銘柄につき 10万円
- ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは そのうち1銘柄は 10万円
その他の銘柄は1銘柄につき 5万円

- (a) 国債証券の年間上場料は、これを免除する。
- (a)の2 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを支払うものとする。
- (b) 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年間上場料については、その半額（2月末日支払分）を免除する。
- (c) 7月1日以後に上場された銘柄のその年の年間上場料は免除する。
- (d) 6月末日以前に上場を廃止された銘柄のその年の年間上場料については、その半額（8月末日支払分）を免除する。
- (e) 第7条第1項第1号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する支払期日の支払分を、有価証券上場規程第605条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する支払期日の支払分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)の(c)に該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年間上場料は、免除しないものとする。

(平成14.4.1追加、17.6.20変更、18.1.10 5を6に繰下、18.5.1、20.4.1変更、21.11.9 6を9に繰下・変更、22.6.30 9を8に繰上、令和4.4.4変更)

付 則

この改正規定は、平成12年7月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年1月6日から施行する。ただし、4(3)の改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成13年1月4日

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成13年7月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年12月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成18年12月11日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行し、改正後の6の規定は、同日以後に到来する日を支払期日とする上場手数料及び年間上場料から適用する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月23日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成27年10月13日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年10月13日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年5月1日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

(変更)

[昭和63.10.1、平成1.2.1、4.7.13、5.4.1、7.1.4、7.7.1、8.1.1、8.3.1、8.4.1、10.3.1、10.12.1、11.2.1、11.9.1、12.7.1、13.1.4、13.1.6、13.4.1、13.7.31、14.4.1、14.12.10、15.4.1、17.2.1、17.6.20、18.1.10、18.5.1、18.12.11、20.4.1、21.11.9、22.6.30、24.4.1、24.4.23、27.10.13、30.5.1、31.7.16、令和4.4.4]